

**排他的経済水域 (EEZ) における洋上風力発電の実施に係る
国際法上の諸課題に関する検討会 (第 5 回) 議事要旨**

◆日時 令和 5 年 1 月 1 7 日 (火) 10 時 00 分～12 時 10 分

◆場所 内閣府宇宙戦略開発事務局大会議室

◆出席有識者

來生 新 (座長)	神奈川県 海とみなと研究所上席研究員、 横浜国立大学名誉教授、放送大学名誉教授
井上 登紀子	東京海上日動火災保険株式会社執行役員
兼原 敦子	上智大学教授
清宮 理	一般財団法人 沿岸技術研究センター参与、 早稲田大学名誉教授
鈴木 英之	東京大学大学院教授
西村 弓	東京大学大学院教授
西本 健太郎	東北大学大学院教授

◆出席構成員

村田 茂樹	内閣府総合海洋政策推進事務局長
佐藤 勝	内閣府総合海洋政策推進事務局参事官
粕谷 直樹	内閣府総合海洋政策推進事務局参事官
杉浦 雅俊	外務省国際法局海洋法室長
山里 直志	水産庁漁政部企画課長
石井 孝裕	資源エネルギー庁エネルギー・新エネルギー課風力政策室長
千葉 潤	国土交通省総合政策局海洋政策課長補佐
田村 顕洋	国土交通省海事局海洋・環境政策課長
衛藤 謙介	国土交通省港湾局海洋・環境課長
森田 沙世	環境省大臣官房環境影響評価課課長補佐

◆議事要旨 (有識者の発言は○、構成員の発言は●で示す。)

1. 開会

[事務局より挨拶後、本日の議事案内]

- 本日配付している取りまとめ最終案については、第 4 回検討会と同様、自由な議論を確保するため非公表とし、公表するのは最終的に合意を得たセット版のみと考えている。なお、第 4 回検討会・第 5 回検討会の公表用の議事要旨は作成予定である。

(2) 取りまとめ (案) について

[取りまとめ最終案に基づき事務局から説明。以下意見交換]

※本議事要旨本文に記載されているページ数等は、内閣府ホームページにて公表されている取りまとめに準拠している。

- 事前に意見提出をいただいた委員から御意見を願います。
- 時間節約のため、文書を事前送付した。かいつまんでご説明する。

今事務局から、6つの重要と思われる論点を事務局として選び、検討会にて検討したという書きぶりにし、何の問題はないと思う。そして、第4回検討会にもあったように、この検討会の了解事項として、6つの論点及び論点に対する考え方は合意があったものとしたい、ただし、それだけだとリーズニングがなく説得力を欠く文書になってしまうおそれがあるため、結論に至るリーズニングとなるような各委員から出された意見については、会議体として了解があったものとして組み込みたい、それ以外については、委員からの指摘事項という形で分けたと理解しており、私としては賛成である。

そうした前提に立ち、事前に提出した意見について発言をする。

- (1) サブスタンスに関わるが、3ページの(3)取り上げた論点の後段部分において、当初、将来の法整備にとって参考になる検討ができたという趣旨の記載があったと思う。最終案では削除されているが、あえて削除する必要がないのではないかと思う。ただ、今、事務局からの説明でもあったとおり、22ページの最終部にその趣旨が記載されている。よって、前出しをして3ページで書くか、22ページで書くか、あるいは法整備は重い話なので、両方に書くかなど選択肢はあろうかと思うが、どこかで書かれていればよく、事務局にお任せする。
- (2) 7ページの上部、論点①における論点に対する考え方の直前の●で、「以上のように、我が国国内法上、各々の法目的にしたがって」とあるが、紙面上非常に長く説明が続いた後であるため、1回ぐらいは「何を」を入れた方が、読者に親切である。
- (3) 8ページの《国内的措置を講じる上での留意点》の1つ目の●において、「EEZにおいて国は、財産的権利を有していない」とあるが、これは「国際法上は」ということになると思う。国内法からの知見もあるかと思うので、確認の上、明確にした方がよいと思う。
- (4) 9ページの論点②における《論点に対する考え方》において、国際法の検討をしていることから、「国内法上必要な手続を規定すれば、」という記載は、国内法体制の中での問題となるので記載しなくても問題はないと思う。
- (5) 論点③の《国内法関連条文》において、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（EEZ大陸棚法）」を記載しているが、その趣旨は、これによって個々の法律ごとにEEZ、大陸棚に適用を延ばしていくと

いう担保をしなくても、同法律によっておおよそそれ以外に調整などを必要としない場合には、現存の領海まで適用のある法をEEZ、大陸棚まで延ばしていくということを示したかったということによいか。そうであるとする、その点はここだけに関わる問題ではなく、いわば総論なので、書き方や書く場所に工夫が必要となる。記載場所によっては、条文を多く挙げるのはスマートではないかもしれないが、本案文内でも、以後、国内の法整備をしていかななくてはならないということは記載されているので、その結論部分に、例えばEEZ大陸棚法によって原則として既存の国内法はEEZ、大陸棚に及ぶことになっている、しかし、この検討会の結果によって、さらに、しかるべく法整備の検討が行われることが必要であるといった趣旨で記載すればよいと思う。

- (6) 14ページの〈海底電線等敷設の自由〉の1つ目の●において、EEZの話をしていて、突然、UNCLOS79条の大陸棚の規定が出てくるので、一言「大陸棚に係る規定として」と入れた方が、読者にとって親切である。
- (7) 14ページの〈海底電線等敷設の自由〉の2つ目の●において、サブスタンスに関わるが、公海の自由からきている送電ケーブル敷設の自由については、当然日本も有しており、ここまでは誰もUNCLOS上疑問を持たない。それに加えて「沿岸国」として、特に洋上風力発電を行う沿岸国として、送電ケーブルをその（洋上風力発電を行う）権利の中に読んで敷設する権利があるかどうか、こういう解釈論があり得るかどうかは確かに議論し、21ページの3.の「委員からの指摘」部分で記載している。しかし、そこに至る前に沿岸国として送電ケーブル敷設の権利を有すると記載してしまうことについて、私はUNCLOSの条文から直接には出てきにくいと思うので適当ではないと考える。従って、ここは慎重に3.の「委員からの指摘」に記載するに留め、14ページにあえて「沿岸国の権利として」送電ケーブルを敷設するということを記載しないほうが、資源エネルギー庁の慎重な現在の御検討状況にも適合するかと思う。私が申し上げた目的解釈論のような発言は、3.の「委員からの指摘」の部分で取り上げられているので、私としてはそれで十分であると理解している。
- (8) 20ページの2つ目の●において、私自身は、海洋空間計画について、一番原則論のところ、つまり、第1回検討会の際に発言をした。それを受けて座長が、領海とは違うため、地方公共団体というわけにもいかないだろうから、新たに手続や制度が必要であるという発言を

されたと理解している。前回のとりまとめ案の検討において、つまり、第4回検討会時も指摘したが、座長の発言の前提となった私の発言が落ちていたため、海洋空間計画についての私の発言を記載した。加えて、平仄を揃えるため、20ページの下から2つ目の●において、安全水域の話においても海洋空間計画について、少し具体的な内容にして書き加えているため、「先に記載した」という表現を追記し、平仄を合わせた。

- (9) 21ページにおいて、私は、洋上風力発電施設だけではなく送電ケーブルについても多様なライフサイクルがあることを発言したが、記載がなかったため追記した（21ページ上から3つ目の●）。
- (10) 21ページにおいて、第3回検討会において、なぜ環境影響評価(EIA)に焦点を当てるのかとお尋ねした際、環境省から、環境損害については事前防止こそが肝要であるという旨の回答があった。私から、もちろん環境損害において事前防止が肝要であることに異論はないし、それはいわば公理であると申し上げた。しかし、むしろ「なぜ洋上風力発電から生ずる損害について事前のEIAに意義があるのか」という洋上風力に固有の事情を考えるべきであり、それは洋上風力発電から生ずると考えられている損害の性質に鑑みると、回復不可能あるいは損害賠償によって回復することが極めて困難である性質の損害が想定されるから、むしろ事前の手續に重点化するべきであるという発言をした。しかし、その記載がなかったため、追記した（21ページ上から4つ目の●）。
- (11) 21ページ下から2つ目の●において、洋上風力発電だけではなく送電ケーブルの各段階を考えても多様な損害が発生し得るという発言をしたため、送電ケーブルについても追記した。
- (12) 21ページ一番下の●において、もともと取りまとめ案として事務局から送付された文章からサブスタンスは変えていないが、論点が複数錯綜しているかと思ったため、2つの●に分けて書き直した。（21ページ一番下の●、22ページ一番上の●）
- (13) 22ページ、一番上の●において、論点の錯綜を解きほぐすとともに、第3回検討会の議論の流れが整理できるような書き方にさせていただいた。すなわち、私がなぜ事前の影響評価に焦点を当てるのかとお尋ねをした際、「海洋汚染等及び海洋災害の防止に関する法律」等で、すでに、国内法上は受け止めることができるという前提に立っているという御説明及び御発言があった。それに加えて、繰り返しとなるが、そうであるとしても、洋上風力発電施設、送電ケーブルのライフ

サイクルの全体から、今後、私たちの予想を超えるような多様な損害が出るかもしれない、そのように考えれば、それらの損害についてUNCLOSがどのように受け止めているか、そして、国内法でどのように担保するかという検討が必要になり得る。それゆえに、UNCLOS第12部の構造を理解した上での今後の検討が必要である旨発言をした。その点を簡潔に記載した。

(14) 3. の「委員からの指摘」部分のところは、それぞれの委員の自由発言なので、検討会において発言したことについては入れていただければと思う。

- 今の委員の御説明に対し、事務局の意見について御説明をお願いしたい。
- 事前にコメントをいただき、感謝申し上げます。委員のコメントを参考にしながら、各委員、構成している関係省庁でそれぞれ合意できる表現かどうかを1つずつ確認させていただくとともに、ほかの委員の先生方からも同じページのほかの箇所についてコメント、修正意見があれば併せて御発言をいただき、取りまとめ最終案を大筋合意する形で進めたい。
- そういう形で進めるので、関連部分については十分に御発言をいただきたい。
- 委員ご指摘の(1)について、最終的に今の記載どおり最後に残すか、ここに何か加えるか、事務局で判断させていただきたい。
- (2)について、何を法目的に従って取り扱っているのかというところについては、これは国内法上の扱いの話で、この部分についてはこの検討会では浮体式を中心とした洋上風力発電施設についての議論を考えていたため、「浮体式洋上風力発電施設を各々の法目的にしたがって取り扱っているが、そのことをもって国際法上、『船舶』として扱わなければならない理由は見当たらない」ということで事務局としては加えたい。論点①、ここまでで、委員、関係省庁からコメント等があればお願いします。
- 今回はEEZの中での浮体式洋上風車を対象にしているとのことだが、ヨーロッパでのEEZの利用だとほとんどモノパイル中心の着床式である。当初の議論において、日本でEEZにて洋上風力を行う際に、浮体式しかないのか、着床式の海域もあるのかという整理がなされていなかったように思う。当面は「洋上風力発電」ということで、国際法上議論するときには着床式も入っているという認識でよかったか。
- 日本の場合は領海から先は急に深くなっていくところが多いことから、メインは浮体式洋上風車を想定して検討はしているが、可能性としては着床式も排除はしていないという整理でいたが、資源エネルギー庁からご説明をお願いしたい。

- 今、委員ご指摘の点は、まさにヨーロッパのケースではEEZにおいても水深がそれほど深くなっていないところがあり、そこは確かに着床式だと思うが、前提として日本はEEZになると水深が急激に深くなっていることから、主に浮体式洋上風車に関する話がなされたと思う。したがって、その前提については、ある程度記載しておくことだと認識した。
- 委員御指摘の関係で議論が若干食い違っているような気がするが、よろしいか。
- 前提として、特に浮体式洋上風車と限定して議論しているわけではなく、表現の中でもそういう限定はないことは確認できると思う。
- あまり浮体式洋上風車を中心にしてというようにならないほうがよいと思っていたので承知した。
- 今の委員の御指摘は、この懇談会の名前自体、浮体式や着床式という限定はついていないので、見る人によっては両方入っていると読む人もいるだろうし、EEZなのだから、日本においては浮体式が想定されているのだろうと読む人もいるであろう。その辺は自由度があるのだろうと思う。そのため、国際法の検討をするに当たっていずれにも該当する検討もしたわけであるから、文書のどこかに、特に必要である場合には「浮体式洋上風力発電」と記載するが、そうでない場合にはいずれも排除しない旨冒頭に記載すれば、委員の御指摘、御懸念にも対応できると思う。その点は、事務局にお任せすることではいかがか。
- 特に限定していなければ両方入っており、わざわざ着床式とか浮体式と書くとそれに限定される。なので、今の書き方はどちらにも限定していないで洋上風力発電施設というイメージで議論をしているので、論理的には読まれる方は自動的にその両方を想定する、実態として、日本のEEZは深いので浮体式が多くなるのだろうという想像力を働かせる、そういう整理でよろしいのではないかと思う。
- ところどころ「浮体式」というキーワードが出てきますので、何となくそれを見ると強調されている感じが受け止められる可能性はあるように思う。
- では、今、御指摘があったような観点で全体を見直して、不必要な配慮をしないという考慮を働かせていただければと思う。
- 今の委員ご指摘の論点①の《論点に対する考え方》の結論において、洋上風力発電施設は施設、構築物だと書いており、当然着床式も含めての議論であるというのは全体の前提であるが、特に船舶との関係で浮体式について議論が必要なところだけ「浮体式については」という記述になっていると理解しているので、今ご議論のあった部分を少し考えてみたい。
- 委員ご指摘の（１）において、「これらの論点には、こうしたEEZの性質

及び洋上風力発電の特性が再認識された」と切ってしまうと、だから何なのかという感じがする。両方の特性が重なる区域で論点を選んでみると私は理解しているので、その検討の結果、私は再認識し、2. に書くような合意に至ったという議論の順序を書くことも一つの方法だと思う。

- それでは、論点②以降に進みたい。(3)の点について、「EEZにおいて国は財産的権利を有していない」、これは国際法上の評価を記載している。そのため、国内法上必要な手続を定めれば、EEZの占用許可についても主権的権利の行使の一環として実施できるという国内法の話につなげたいという意図があるので、御指摘のとおり「国際法上は」をここに入れる一方で、冒頭の「EEZの占用許可についても」という言葉がこの場所にあると国内法の話が分裂して分かりにくくなってしまうので、後半に持ってきた上で、「上記の議論に基づき、EEZの占用許可についても、国内法上必要な手続を定めれば、主権的権利の行使の一環として実施できると考える」と修正すれば趣旨が明確になると考えるが、いかがか。
- 私は「財産的権利を有していない」というのをもう少し具体的に国内法の占用許可の根拠が、海面下の土地に国の所有権があるのかということを確認するために、「海面下の土地に」というぐらいのことを書いてもよいのかと思う。特にこだわらないが、EEZの海面下の土地に、国の所有権がないということをお願いという話ではないかという気がするが、領海ではなく、公海なので、そのように書くのではまずいのかと思う。
- ほかの委員、関係省庁の御意見はいかがか。
- 今回議論するかどうか不明確だが、EEZに出たとき、県等が固定資産税を取れるか、使用料を取れるかという議論が絡んでくるかと思う。EEZになると財産権がないとなると、県が固定資産税を取っている権利がないということになるので、それははっきり書いておいたほうがよいかと思う。
- 税金の話、特に地方税の話はそもそも地方に権限が及ぶかというところから議論をするべき話で、税金をどうかけるか、それは租税法定主義で法律にて定めない限り新たな租税はかけられないので、ここにわざわざ書く必要はないのではないか。
- 書く必要というよりは、どちらかに決めている文章ではなく、そのようなオプションが将来出てくる可能性があるということは記載してもよいと思う。
- 国が所有権を持っていないところに対して国が課税権を持っているというのは、これはある意味で当然私人の持っている土地に対して固定資産税をかけているわけなので、国の所有権の論と課税の話とは直結しないのだろうと私は思う。

- 国のEEZの海底に対する所有権という言い方が正確かどうかには分からない。国はそれを持っていないという表現が国際法的に通常使われる表現か事務局として判断できず御議論をお願いしたい。
- 公海だから国に所有権がないのは当然だと私は単純に理解しているのだが。
- 国際法上、EEZについて、国は所有権はないと思うが、国際法上財産的権利を有していないという書きぶりについては、上記の意味も含まれているのではないかと個人的に思う。
- 私も、今の国際法上「財産権はない」程度の記載にとどめておいたほうがよいと思う。公海だから財産権がないというよりもっと根本的な話になって、16世紀、17世紀から、そもそも水やら海底やらというのは所有の対象になり得るのかという物的性質みたいなところから議論が始まっており、その点について、必ずしも決着をつけない形で法制度をつくり上げてきているのが国際法の実態だと思っている。
- 財産的権利にとどめること自体には賛成であるが、「EEZにおいて」と書かれていて、「において財産的権利を有していない」というと、海自体に対する権利の話ではなくて海域において財産権を持たないというように広く読めてしまうことも懸念される。「EEZに対して」であれば全く違和感はない。
- 例えばEEZに国がつくった観測用のブイなどがあるとき、そのブイに対しては所有権、財産的権利は当然及んでいるわけであるので、そういう意味では若干今の御発言と似たような印象を持った。
- では、この今の書きぶりで「EEZに対して国は、国際法上は財産的権利を有していないが、上記の議論に基づき」としたい。
- (4)について、「国内法上必要な手続きを規定すれば」というところが必要ないのではないかという御意見であるが、この部分は今後国内法上の法整備を進めるにあたり、法律事項を考える上で、占用許可の部分を含め、現行の再エネ海域利用法の適用海域をEEZに拡大するだけでは対応できない可能性があるのではないかと考えており、最初の部分の「手続きを規定すれば」という表現をその点を想起させるために残したいと考えている。
- 趣旨は理解したが、ここは国際法の検討の結論部分になるわけである。《論点に対する考え方》というのは一貫して国際法の論点について検討会で出した結論を書いているのだから、国際法についてこのような考え方が結論となったと書ければよいわけである。そこから先、沿岸国が国内法上必要な法整備をするか判断することになると思う。従って、国内法上の必要性のスピルオーバーの記載があるかどうかも精査し、一貫した方針で整えてい

ただければ、私も異論はない。

- 現行の「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」は既に存在している国内法を適用するという記載ぶりになっているので、そういう意味では国内法上必要な手続を取る可能性は排除しないほうがよいと思う。
- 了解した。ほかの論点の記載ぶりともきちんと平仄が取れているかどうかを確認した上で対応したい。
- (5)について、確かに、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」はEEZ、大陸棚に対する国際法上の権利を我が国がいかにして行使するのかに関わる非常に基本的な法律であるので、安全水域の場所ではなく、EEZにおける「主権的権利・管轄権の範囲」に記載するのがより適切ではないかと考える。その上で9ページ、論点②の《論点に対する考え方》の直前に《国内法関連条文》という項目を立てて、ここに「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を持ってきたいと考える。
- 次に、(6)について、「大陸棚に係る規定として」というのは記載させていただく。14ページ下から3つ目の●における「我が国は、UNCLOSに基づいて海底電線を敷設する自由を有する。また、洋上風力発電施設の設置を行う場合も、我が国は沿岸国として」とあるのが言い過ぎであるという御指摘はもっともだと思うので「沿岸国として」は削除してはいかがか。
- 最初の文を洋上風力発電施設プラス送電ケーブルというところで具体的に説明しただけで、最初の「我が国は、UNCLOSに基づいて海底電線を敷設する自由を有する」から何も足さない、何も引かないということか。
- そのとおりである。
- それであればご提案の修正に賛成する。
- 素朴な疑問だが、そもそも発電をして送電線を引かないことはあり得ないとする、洋上で風力発電をすること自体がUNCLOS上沿岸国に認められるとすれば、当然送電線を引っ張ることも権利として認められるのが論理としては全くおかしくなく、このままでよいと思うがいかがか。
- 事の理としては私自身も委員のおっしゃるとおりだと思う。だから、繰り返し申し上げるが、送電ケーブル敷設の自由などという公海の自由に引きつけなくても、EEZ沿岸国としてエネルギー生産の主権的権利があるから、それに付随するものとして送電ケーブルを敷設する権利があるという読み方が私自身はあり得ると思っている。ただ、私の知る限りも、そして、資源エネルギー庁が今はまだ慎重に調査している限りでも、諸外国の国内法や諸外国の国家実行で、送電ケーブルを国際法上、UNCLOS上の根拠をそのように読んでいるかということ、当たり前だろうといえるほどには、必ずしも確固とした実践を確認できていない。そのため、資源エネルギー庁も調査中であ

るという形をとどめていると思っているので、事務局の提案程度にとどめておいて、3. の「委員からの指摘」にその見解が出ているという方がよいのかと思う。

さらに話はややこしくなるが、先ほどあえて、UNCLOS第79条のところを「大陸棚に係る規定」と言葉を足したのも、実はそれを考えてのことである。UNCLOSの1982年採択の時点で、洋上風力発電の送電ケーブルなどは全然想定していないのである。UNCLOS第79条3の大陸棚に関する規定では、海底ケーブルのコース（経路）について、自分が引くものであろうと他国が私の大陸棚で引くものであろうとコースについては、沿岸国が権利を持っているという非常に中途半端な規定が入っている。そこで、国によっては洋上風力発電からの送電ケーブルを、EEZの海底ではなく大陸棚の海底に引く送電ケーブルと解し、コースについては沿岸国が自分が引くものであれ他国が引くものであれ全コースについて自分がコントロールしていくという見解がヨーロッパ諸国では出てきているというのを私自身国家実行としてわずかに認識している。それらに鑑みて、私自身も、エネルギー生産の主権的権利に付随するとして、当然送電ケーブルは敷設可能だとは思っているのだが、ただ、少し国家実行を見たほうがよいと思う。ただし、私も同じ意見を持っているので、そのような意見はどこかでは書いておくべきであり、3. の「委員からの指摘」のところで記載するのが適当であり、資源エネルギー庁が今後いろいろな可能性を探って調査していくに当たっても、その方がよいのではないか。

- 資源エネルギー庁の御意見はいかがか。
- 第3回のこの検討会の中で、まさに委員から御質問いただいておりますように、国内でEEZを通っている送電線の事例は、北海道と本州の間を結んでいる北海道・本州連系設備の中の一部が、本当にごく僅かEEZを通っているのみである。ただ、そこについては電気事業法に基づいて電気工作物の適用を受けて処理をしているというのが実態であり、海外の事例も踏まえながら、その辺は将来的に整理をしていかなければいけないだろうと考えている。
- そうすると、事務局の御提案は「沿岸国として」というところを削除するといことよろしいか。
- そのとおりである。
- 「我が国は送電のための海底電線（海底送電ケーブル）を敷設する権利を有する」と。「我が国は」という主語がある限り「沿岸国として」という言葉を入れようが入れまいが「沿岸国として」ということに自動的になりそうだという気がするが、違うか。
- 公海の自由としての海底電線敷設の自由を行使するわけであるから、法

技術的には「沿岸国」という必然性は全くない。

- 承知した。資源エネルギー庁も「沿岸国として」を外すということによろしきや。
- その上で、3. の「委員からの指摘」において、委員から指摘があった旨記載するという認識である。
- では、そのように処理をする。
- その次は「環境影響評価」であるが、こちらについての御提案は特段なかったと認識しているが、他の委員はいかがか。
- 最後の「関係国への事前通報・公表の要否」についても特段のコメントはなかったと認識している。
- 1つ前に戻ってしまうが、「環境影響評価」の中で、18ページの4行目から5行目において、影響評価をしなくてはいけないかどうかの、UNCLOS上の要件の記載において、「重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる」と「おそれ」が入っていることを強調している。端的に言えば「おそれ」が入っていることによってEIAをやらなくてはいけない場合が広がり、その意味で、EIA義務が重くなるように読めるという趣旨であろう。この点について、環境保護関連条約等の文言あるいは資源に対する損害が発生する場合とか、その条文等の比較をした場合に、それほどこの「おそれ」が入っていることで強い意味になるのかが、私には自分の経験知からして分からない。

そのため、端的に言えば、「有害な変化をもたらすと信ずるに足りる」よりも「もたらすおそれがある」と書いてあるから強い（EIA）義務というのが官側のご趣旨であるが、これはUNCLOS206条のコメンタリー等を洗い、かつ同じような文言を必ず使っているはずの他の環境関連条約を確認し、本当にこの「おそれ」と入っていることが影響評価をやらなくてはいけない場合を広げるだけの実質的な効果を持っているのかどうかを、慎重に吟味しなければならない。でなければ、やる側の事業者にしてみれば、どんどん義務が重くなってしまい、手を挙げなくなってしまうこともあり得るので、リサーチしていただきたい。

- ここは前回から政府の中で検討してこのように修正をした点であり、環境省から説明をお願いしたい。
- 国際法が御専門の委員からも御意見もお聞かせいただけると大変ありがたい。もともと「広範に」ということは書いてあり、その「広範に」というところはどういう意味で広範なのかを明確にしたい部分があり、根拠としては「おそれ」がEIAの義務を「広範に」理解する根拠であると推察して記載したが、国際法的な御見解をお聞かせいただきたい。

- 私の記憶している限りでは、国際環境法の教科書等でこの「おそれ」に着目して、広い義務だという説明もあると理解している。ほかのより新しい環境条約におけるEIAの規定等と比べてどうかといった観点はあると思うが、そういう説明は比較的一般的なのではないかと私は理解している。
- 「おそれ」という文言に着目してこの条文をどう解釈するかを論じたものに、私自身は接したことがない。ただ、UNCLOS第206条は全体として様々な留保がかかっている条文なので、EIAをしなければいけない場面を他の環境条約と比べてより広く取っているという評価は一般的ではないという認識は持っている。
- お二人の意見も必ずしも重なっていないと理解をしたが、今、このタイミングでそもそも誰がこういう海域のEIAをするかということ自体、まだ確定をしているわけではない。そのときに、仮に国内と同じように事業者がEIAをすとなったときに、当初大した負担ではないだろうと置いていたが、すごく大きな負担を与えられるケースと、最初からかなりその覚悟をしているケースとでは、事業者の受け止めは違う。あらかじめ負担が大きいと考える場合には、EIA義務により参入者を減らす可能性はないだろうが、事が進むときに当然EIAの主体をどうするか、そのときに何をするか、何をEIAの対象にするかは段階的に決まっていく。今、国内の様々な制度をどう整備するかというこの委員会の任務を考えたときに少し広めに書いておくことは、今後その範囲が明らかになることを考えれば、書いておくことが参入者の数を減らすことにつながるか、そこもよく分からない。そうであるとしたら安全サイドで書いておくことは今の段階では悪いことではないと考えるが、いかがか。
- 事業者への影響ということは仮に度外視して文章を作成するとすれば、これは国際法の検討会なのだから、国際法として何を検討し、どういう回答を得たかということを書くことになる。そうだとすると、今あったように、そもそもUNCLOS第206条全体の趣旨からして、広範にEIA義務を課していくという条文とは読めないというのがまず委員の御指摘なのだろうと思う。私自身そうだと思うし、さらに他の環境条約との関係で「おそれがある」と入っていることにどれだけの重みを置いているかというのは、これは比較検討しなくてはいけないと思う。

その観点から、この洋上風力発電からの環境損害について影響評価を考える際に、第3回検討会にて、環境省が資料3を用いてご説明された際も、洋上風力発電によって考え得る、固有の損害というものがあり得るわけで、それで類似するものということで、まさに現在国連で議論が行われているBBNJを御紹介なさっていたと思う。よって、そういった一番近接するとお考

えになっているBBNJでの議論の動向などから考えて、「おそれ」は義務を重くするような言葉として入っていることを証明できるのか。さらには他の環境条約の条文と比べても「おそれ」は義務を重くする語として入っているのか、そして、他の委員御指摘のUNCLOS第206条の趣旨全体を読んでも、必ずしもEIAを重くするという読み方は当たらないのではないかということをお尋ねして、結論を出しておくのが妥当ではないかと思う。

よって、ここで事業者への影響をあれこれ忖度するのは予測を超えたことなのだからやめるのであれば私もそれで結構であるが、国際法の検討としてはUNCLOS第206条の解釈をちゃんとしておかななくてはいけないので、その点をお尋ねしたい。

- 大前提の確認であるが、こちらのEIAについての広範な設定というところは、あくまでどのようなEIAをするかではなくてEIAをすべき閾値の問題を議論するところと認識している。その観点で、事業者の参入のお話があったので参考情報として申し上げますと、領海もEEZも日本としては自国の管轄権下で行われる活動について同じ義務を負っていると理解しており、領海の中で行われる洋上風力発電については、環境影響評価法上、必ずEIAをしなければいけないのは第1種で5万キロワットとなっている。洋上風力発電については、今後大型化で1基1万キロワットということ計算すれば、5本建てれば必ず領海においてアセスをやらなくてはいけない義務があるので、中身をどうしていくかという議論はあるが、EEZで行われるような巨大な風力発電のウインドファームを想定すれば、実際は洋上風力についてEIAを行う義務を課すこと自体が参入意欲に直接関わってくるおそれはないと思う。
- 先に明確に申し上げましたように、その問題（事業者の参入の問題）はもう引っ込めていただいて結構であると明言させていただいている。その問題とは別に、EIAをやる義務を重くするという意味の読み方をすべきだというように環境省から御説明があったが、BBNJにおける議論の動向などから説明できるのかということをお尋ねしている。それが、わたくしのお尋ねである。つまり、BBNJの議論が想定する損害と洋上風力発電が起こし得る損害というのはかなり類似であると第3回検討会における環境省の準備した資料2で書かれており、そうだとすると、BBNJに係る動向からも類推して、206条の環境影響評価の義務は重く見るべきだとか、あるいはそれに加えて環境諸条約で環境省が所掌している条文等で「おそれ」と書いたときにはこれは義務が重くなるのだという例があるのだったら教えていただきたいというのが、繰り返しになるが、質問の趣旨である。
- 委員の御指摘の内容について、BBNJは、どのようなアセスメントをすべきかということについて類似の面があるので注視していく必要がある、この

UNCLOS第206条の具体化としてBBNJ条約の中で義務づけられていくアセスメントの内容を注視していく必要があるという趣旨で、環境省から申し上げたと理解している。

閾値の問題については、BBNJにおいても、こちらのUNCLOS第206条の閾値をどうしていくのかという議論をしているかと思うので、UNCLOS第206条をどのように解釈していくかということで、また別の問題と理解している。

- 第4回検討会から、さらにこの「おそれ」の部分についての説明を加えたことについて、委員から質問があり、それについてBBNJの交渉などでそれが重たく受け止められているような事実はあるのかといったことも確認する必要があると私も考えている。

他方で、18ページの一番上の●からの段落を併せて変更させていただいており、現在環境保全に関して交渉が行われているこのBBNJ条約におけるEIAなどの議論を注視する必要があるということで、少なくともUNCLOS第206条の条文を読む限り、文言解釈という観点から、今回はこの条文にあるとおり広範に設定されており、各国の判断の余地が残されているとしていた。この意味は、EIAを実施しなければいけない対象がどこなのかについては各国が判断するということであり、その下の文章にあるとおり、EIA実施義務が生じる事業の範囲については、自らその閾値の検討を行う必要があるという記載をしている。

よって、最新の環境国際条約における議論であるとか、あるいは既存の他の条約における議論が「おそれ」の取扱いを重くする効果はあるのかどうかということの検討も含めた上で、まずこのEIA等の議論、2つ目の「他国の国家実行等も注視する必要がある」というところで万感の思いを込めて、含めさせていただいたので、政府としてはそれについては今後も注視するというので受け止めつつ、ただ、UNCLOS第206条の文言を忠実に読む限り、各国に判断の余地が残されている。他方、「広範に設定されている」と評価が可能かは本検討会としての合意がなければできないので、まさにその点は合意できる表現をお示しいただきたい。

- 私は、18ページの一番上の●において、客観的に「おそれがあると信ずるに足りる」という文言の紹介で、どのような形でそれに臨むかということについては「したがって」以下で「各国が国際的に求められる水準を踏まえ」ということであり、非常に中立的に書かれてあって、特に重いEIAをすとか軽くするというのをこの文章自体が示しているわけではないと考える。要するに、文言としては「おそれ」まで含まれてはいるが、その「おそれ」の中でどの程度やればよいのかは各国の状況を見ながら考えていきましようということであると読み、特に変える必要はないのではないかと考える。

- 先ほど申し上げた点で、少し手元の資料を調べたところ、国際環境法の最も代表的なバーニー、ボイル&レッジウェルという『INTERNATIONAL LAW AND THE ENVIRONMENT』という教科書で、越境的なEIAが必要となる場合どういうものなのかが書かれており、実行においては閾値は必ずしも高いものではない、一部の条約においては特に予見されるリスクについて低い閾値を設定しているということを述べた上で、その例としてUNCLOS第206条を挙げていて、UNCLOS第206条の文言を挙げて、「may cause substantial pollution」ということしか要求されていないと、「may」に強調してそのように説明をしているのが見つかった。

他方で、UNCLOS第206条は「as far as practicable」等記載されており、全体として見た場合に必ずしも非常に厳しい義務を課しているのではないのではないかという御意見もそのとおりだと思うので、取りまとめの方向性としては、もし「広範に」というところに御異議がほかの委員からあるのであれば、「『おそれ』までを含むものとして設定されている」ということで、条文の解説にとどまる範囲の記述にすることは一つ方向性であろう。

もう一点、BBNJとの関係では、今、まさにUNCLOS第206条に言及するにとどめるのかあるいはより厳しい閾値に行くのかが議論されているところであるので、その意味で注視する必要はあると思うので、この記載はあってもいいと思う。

- 全く同じことを実は御提案しようとしていたところであり、その評価がやや解釈が分かれるというところであれば、今委員からご提案のあった形がよいのではないかと思う。
- 環境省はいかがか。
- その方向でお願いします。
- ほかの委員はいかがか。「広範に」を取って客観的な条文の紹介にとどめるということで合意を得たこととする。
- 論点⑥の「関係国への事前通報・公表の要否」については特段変更点はないので、その次の3.の「委員からの指摘」に進みたい。基本的に検討会で発言されたということが前提で、各委員の御指摘された事項について、加えるべきという御指摘があれば採用したいと考えているので、私からコメントはない。ほかの関係省庁から何かコメントがあれば、それで受入れということによろしいかということ、ほかの委員の先生も含めて御確認いただければと思う。
- 各委員で自分は発言したのだけれども改めて見直してみてここでこういう発言を記述しておいてほしいという部分があるかないか、それがあればまず御指摘をいただくということかと思う。あとは関連省庁の御意見があ

ればお出しいただく。そこから先、ここは各委員の御発言ということで、特に逐語的に書くわけにはいかないの、事務局が御発言の趣旨を修文したものをそのままここには載せておくという対応になるかと思う。

- 特に20ページの辺りで、3.として各委員の御指摘ということで書かれているが、安全水域の部分を念頭になされた議論の部分は、検討会で合意が得られたと考えられるものとして、該当する場所に移しておくこともあり得ると思う。具体的には、20ページの上から4つ目●のウィンドファームに関する安全水域に関する記載における、洋上風車を複数並べた場合の運用の在り方と、一番下の●の安全確保の手段として、注意喚起を行うやり方も考えられるといったものについては一定の合意が得られたということであれば、12ページの論点③における《国内法上の扱い》のところで記載することは可能かと思うがいかがか。
- ウィンドファームにおける安全水域については、今この段階でいろいろなものが決まるわけではないので、私としてはこういうことが問題としてあるので検討してもらいたいという趣旨である。先ほど着床式と浮体式という話をしたのも、今の安全水域の設定で、浮体式は係留索なども付いているので、もう少し安全を考慮し設定したほうがよいのではないかという背景を持って質問した話なので、いずれにしても、検討会で合意を得たということではなくてよろしいかと思う。ドイツ等は航行の安全に関しては共通認識を持とうということ動いているようなので、それが今回のEEZに展開するときに、日本ではそのような事例を参考にしながら将来的に提示していけばよいと考えていた。
- 御発言の委員は、特に移さなくてもいいとのことだが、ほかの委員の御意見はいかがか。この文章の結論が「『安全水域法』の運用の在り方について検討するべきである」ということなので、これについては特に反対する人もいない。そのため、合意があるといえば合意があるので、移すことは不可能ではないが。
- 移さなくてもいい。
- それでは、この論点については、このままここにとどめる。もう一点、安全確保の手段についてはいかがか。
- 注意喚起だけを行う水域を設定してもよいのではないかと申し上げて、それ自体はもちろん今も維持した考え方ではあるが、そうした水域は安全水域に関する国際法の解釈として導かれるものではない。他国船の航行の禁止等ができる安全水域は500mを超えて設定できないとしても、洋上風力発電施設の特성에応じて、必要であれば規制を伴わずに注意喚起だけを行う水域をより広い範囲で設定することもあり得るのではないかということ

を申し上げた。安全水域に関する論点のところは国際法の解釈としてがちりばまるとはまる話でもなく、むしろ他国船舶の航行の安全に配慮するという形で他国に妥当な考慮を払う文脈にも関わると思うので、現在の場所のまま問題ないと思う。こだわりはないのでお任せする。

- 補足として状況を説明すると、風車を設置する場合には風車の発電性能を確保する観点から、互いの干渉を避けるために風車の直径の10倍は離すということがある。最近の風車は直径200mを超えているので、互いの風車間は2 km程度は離す。ただし、浮体式の場合は係留索を張る。係留索は1本1 km近く張ることになる。そうすると、風車間を2 km離しても係留索はお互いに非常に近いところ、アンカーの設置場所は非常に近いところに来る。そういうことで、漁業に関しては係留索に影響があるところは避けるために、基本的にアンカーが張ってある半径内は漁業できないことになるので、ウィンドファーム内には漁船は入れない形にはなっている。そういう状況の下で航行安全の観点から通過をどう考えるかということになっていく。よって、漁船は入れないのにほかの船は入れるのかとか、そのような議論が出てくるのかと思った。
- 少なくともご発言のあった委員からは積極的に移す必要はないとあったことから、このままとする。

国際法の先生に教えていただきたいのだが、21ページの一番下の●において、「UNCLOS第12部の規定するいかなる損害の発生源にも該当しない場合であれば」、要するに、UNCLOS第56条1のそこに沿岸国の権利の根拠を求めるといふことと具体的に書いてあることについてうかがいたい。国内法的に考えると根拠規定と例示というような関係があつて、例示の部分はあくまでも例示にすぎなくて、最終的に決めるのは根拠の部分だと、直感的にはそう考える。国際法でそう考えなくて、具体的に規定してあることにそれなりの意味があるということであれば話は変わってくるが、全体のコンテキストでいうと一つ一つの規定との関係でちゃんと考えるべきであるという趣旨で、それがカバーできない場合にはトータルの沿岸国の管轄権というところで解決すべきだという趣旨だと私は読んでいるのであるが、なぜ沿岸国の管轄権ということだけで説明ができないのかを教えていただきたい。

一つ一つの根拠規定との関係でチェックをするのは大事なことだと思うが、そこでチェックしきれない部分については沿岸国の管轄権というところで最終的には根拠を認めればよいという議論であるとすれば、結局最後の部分だけが重要なのかという気がしないでもない。それぞれの一つ一つの条項について国際的に歴史的な過程があつて、そういう積み重ねの中でそれぞれの責任なりが決まってきている過程があるから、そこはそれで大事なのだと

言うことも言えよう。単に全体をカバーする規定で説明しようとするのは、国際的な歴史的な過程に対して我が国が十分に考慮を払っていないということになるからだというのが御趣旨かとも一方で推測をするのだが、そういう理解でよいのかどうか。

- 今、最後におっしゃったとおりだと思うので、それを言い換えるだけではあるが。要するに、一方で、EEZの海洋環境保護・保全に関する管轄権という規定がUNCLOS第5部、つまりEEZに関する規定でまずあって、根本的にEEZ沿岸国はその権利を持っているというのは、おっしゃっている根本の根拠規定のところだという御趣旨であると思う。他方で、UNCLOS第12部というのは単に例示規定、であるというのではなくて、むしろ次の意味で、逆であろうと思う。例えば船舶起因の汚染について、領海内で外国船舶が汚いものを排出したのか、EEZで排出したのか、港で排出したのか、それぞれにおいて旗国沿岸国、場合によっては寄港国のいずれが管轄権をもつのか、という複雑な議論があって、管轄権の配分をしている。これは船舶起因である。それから、陸から何か廃棄物を持って行って海洋で捨てたときに、まず船舶の旗国の責任を追及するべきなのかどうかとかが考えられた。そのように、「汚染源ごとに」というのは「単に」マトリックスをUNCLOSが書こうとしたのではなく、それぞれの事案をめぐる歴史的な国際社会での議論がある。例えば油による汚染だと1950年代から当時はIMCO、今はIMOであるが、IMOが条約策定を始めているわけである。そこから30年後の1982年のUNCLOSで船舶起因及びそれ以外の汚染源の例示という形を取ったわけではあるが、それぞれの汚染源において、ある意味で熾烈な関係国間の、まずは旗国と沿岸国について、それから寄港国も含めて、さらには公海だったらどの国がそれに手を出していいのかという話もあった。このように、管轄権配分という海洋法、さらに大きく言えば国際法が最も根本的に関心を払ってきた問題を、汚染源ごとに分けて整理したというのがUNCLOSの第12部のスタンスである。「単に」例示規定というのではなく、むしろ、海洋環境保護・保全に係るUNCLOSの発想の根幹がここにある。

なので、UNCLOS第12部が規定する汚染源による損害だったらまず、そこで受け止めるというのが、私はUNCLOSの趣旨であり、UNCLOSの体制を理解した対処だと思っている。ただ、この第3回検討会の事前レクの際、事務局から突然UNCLOS第5部のEEZ沿岸国の海洋環境の保護・保全に関する管轄権があるからという説明があり、違和感をもった。それも間違いではないが、このUNCLOS第12部はどのぐらいの歴史とどのぐらいの管轄権の争いがあったかという条文ができていいのか、それを踏まえておく必要があると申し上げた。かつ将来私たちの予測を超えて送電ケーブル及び洋上風力発電施設

の全ライフサイクルから出てくる多様な損害が、本当にUNCLOS第12部の汚染源のどこにも当てはまらないのかどうかは、ちゃんと見てから、そこで受け止められない場合には、いわば権利の根拠規定であるEEZの海洋環境保護に関する管轄権ということを使うべきであると申し上げた。それがUNCLOSを理解した者の物の言い方であり、UNCLOS全体の理解なのだろうと思うので、まさに先ほど最後におっしゃったことを私なりに表現すると、このようになると思う。

- ほかの委員、何か全体でも今の箇所でも、この段階で御発言があればお願いする。各省庁もこの段階で御意見があれば。それでは、基本的には委員、それから、構成員の方から、意見を全て出していただいたということで理解する。

以上で取りまとめ案の議論は終わりとする。日本語の修文の問題と若干本日の段階で未整備の部分もあるが、日本語の修文等については事務局と私に最後は御一任をいただくということで処理をさせていただければと思うがよろしきや。それでは、取りまとめ案の議論は皆さんの御賛成をいただいたということとする

3. 閉 会

- 座長、各委員の先生方、各省庁の構成員の皆様の御協力に感謝申し上げます。今後、政府の中における所要の手續、関係者への根回しなど、そういった説明を経た上で、取りまとめについては、今月中にホームページに公表したいと考えている。最終版について、事前に公表の前に各委員、構成員の皆様にお送りさせていただきたいと考えている。
- それでは、基本的には皆様の御協力のおかげで取りまとめることができましたということで、座長として感謝申し上げます。
最後に、各委員から一言ずつ所感などの御発言をいただきたい。
- 私は遅かれ早かれ、洋上風車というのは領海外に出ていくだろうと思っており、まず国際法の課題ということで取りまとめができたというのは非常によかったと感じている。先ほど議論の中にもあったが、これを受けて速やかに国内法の整備をしていただき、管轄権の実質のところを構築していただくということを進めていただきたい。
- 私は国際法の専門家ではなくて、どちらかといえば技術的な観点から問題提起したような気がしている。事業者や県の人が今後EEZに出たときに国際法の中でどのような問題点があるかこの委員会の後でもまとめていただくと思っている。法律的な議論は重要ではあるものの、実際に事業をする人にとって、EEZに出たときにどういう課題があるかを示していただく

と非常に有意義な会議になるのではないかと思う。

特にEEZにおける環境問題について海外の事例を見ていると、非常に問題が大きく、その問題点をあらかじめ明らかにしていただくといいかという気がした。今後の皆さんのいろいろな検討に期待している。

- 参加させていただき、感謝申し上げます。国際法学者の立場から2点、最後に発言したいと思う。一つは、今後いろいろな形で先生方も関係省庁の方も、洋上風力発電について国際法に関与されていかれると思うが、国際法というのは国内法と同じように、体系を持った壮大な内容を持った法である。例えばこの検討会では国際法のいっぱいある問題（分野）の中の海洋法、しかも、その海洋法の中のUNCLOSにほぼ特化して議論をした。けれども、本当に最適な解を見つけるためには、より広くかつより深く国際法の基盤まで考えた最適解（最適な解釈）を求める必要がある。抽象論では分からないので具体論から申し上げると、先ほど俎上に上がったUNCLOS第206条には、「実質的な」「重大な」「有害な」という言葉が入っている。これは19世紀あるいはもっと前から発展してきた国家責任法が、大事に使ってきた形容詞である。それを踏まえてこのUNCLOS第206条はできているのであって、そういうところまで考えていかないと、本当に適切な解（UNCLOS第206条の適切な解釈）は求められない。従って、時間の限りがあったのでUNCLOSの関連規定、しかも、関連フレーズだけに注目したが、その背後には国際法の体系があり、その体系は場合によっては何百年の歴史を経て確立してきた概念であることを御理解いただければと思う。

もう一点は、これは検討会において何度か申し上げたことではあるが、日本は非常に優等生で、必ず国際法の義務は履行しようとする。これをやってはいけないとか、これはやらなくてはいけないとかいう議論を本当に真摯にしている。それは本当に大事なことで、だからリライアブルな国家として世界に認められ、そういう国が法の支配（Rule of Law）と言うから説得力がある。けれども、縷々申し上げたように、国際法の世界では自分たちが主権国家としての権利あるいは利益を最大限実現するためにはどういう国際法の読み方があるのか、既存法の解釈として読めなかったら、他の国と連携してでも新しい国際法をつくっていく、そういう気概を持っていかないと世界をリードするような主権国家たる海洋大国にはなれないのかとも思う。だから、ぜひ何をしたいのか、どういう権利、利益を実現したいのかという視点も入れて、適切な解を求めていただければと思う。

- 検討会に参加させていただき、感謝申し上げます。私が所属している損害保険会社では、洋上風力発電事業の発展に向けて積極的に取り組んでおり、先行する欧州等のマーケットのプロジェクトにも積極的に参加しているの

で、洋上風力発電そのものにはなじみがあったものの、国際法についての専門的知見があるわけではなかったため、先生方の御議論を拝聴して勉強させていただくことが多かったが、実務家の観点からの意見や質問なども自由にさせていただき、本当に感謝している。制度設計や法整備に向けてはこれからが本番ということで、年単位での作業になってくるかと思うが、先生方の御議論を聞いていても、世界各国の状況を参考にすることもさることながら、特に大型化をはじめとして技術的な発展を見据えた上で先読みしながら考えていかなければいけないことや、先ほども兼原委員がおっしゃったとおり、我が国として、どうありたいのかを踏まえて、法律の議論を進めていかなければいけないということの重要性を強く感じた。今後の御健闘を祈念する。

- EEZにおける主権的権利に基づいて沿岸国が風力発電をなし得ること自体については恐らく異論はないのだと思うが、洋上風力発電の実態を知らなかったため、検討会に参加させていただき、予想以上に広い海域が必要なのだということを確認した。したがって、問題は発電事業の実際の実施に際して、一方ではそういった特性に応じた、そして、事業の継続性を確保できるような運用体制を整えつつ、他方で他国の権利行使に妥当な考慮を払っていると対外的にいかにか説得的に説明できるかという点にあるのだろうと思う。

それらの点について、今後国内法整備の過程でさらに詰めていくことになるかと思うが、その前提として差し当たりの取りまとめができたことはよかったと思っている。参加させていただき、感謝申し上げます。

- 多岐にわたる洋上風力発電をめぐる国際法上の論点について、短期間で取りまとめをすることができて大変よかったのではないかとと思っている。関係する主要な論点については議論を尽くすことができたと思うので、取りまとめとしても今後の作業に当たって大変参考になるものができたのではないかとと思っている。

これを踏まえて今後の国内的などのように法整備を進めていくのかというほうがどちらかというとメインの作業になるのかと思っているが、洋上風力発電はカーボンニュートラルを達成する上でも非常に重要であるので、なるべく速やかに物事が進展することを期待している。参加させていただき感謝申し上げます。

- 皆さんの御協力に本当に深く感謝申し上げます。国際法上の諸課題に関する検討会なのに国内法の私で座長を務まるのかということがそもそもの出発点の疑問であった。ただ、目がうまく機能するのは右の目と左の目の視点が少しずつ違って、それで立体的にいろいろなものが見えてくることと同

じだと割り切り、国際法の御専門の諸先生からの御意見、それから、国内法的な視点、さらに技術的な観点、経済的な観点と様々な多様な視点を組み合わせ、全体として国がどのようにこれからEEZの洋上風力発電に取り組むかということを考えるこの段階においては非常に大事なのだということを改めて認識をした。これからの関連の国内法の整備が大きな課題であり、どうやって今後の作業を進めていくかが大きいのだろうと思う。

私自身、改めて学んだのは、占有許可の根拠ということについて、国内法は海に対する国の所有権というところで説明をすると。EEZについて、今日もまさに財産的権利ということで問題にもなったが、そのとおりの説明ができないということはどう考えていくのか、これは根本問題としてあるのだろう。そういうことを通じて普段あまり考えることのなかった主権や主権的権利・管轄権というものから国内法としてEEZの様々な活動の規制をする法制度をつくり上げていかなければいけないわけなので、そういうことを改めて具体的に考えていくのがこれからの大きな課題なのだろうと思っている。

今後とも皆様のいろいろな御協力をいただいて、国全体としてその作業が順調に進んでいくことを祈念しているということを書いて、御挨拶に代えたいと思う。

それでは、最後は局長から一言お願いします。

- 改めて、昨年の10月からという大変短い期間ではあったものの、毎回非常に熱心に御議論いただき、我々がアジェンダとしてお出しした論点だけではなくてそれに関連すること、あるいはその周辺のことも含めて大変貴重な御意見もいただいたと考えている。何よりも皆様の御尽力でこういった取りまとめができたことについて、大変感謝している。皆様、それから、関係省庁の皆様にも改めて御礼申し上げたい。

委員からいただいた今後の法整備については、今回の取りまとめあるいは最後の御意見も参考にして議論を進めていかなければいけないと思っている。国内法的にも論点がたくさんあるため、しっかりと努力してまいりたい。

それから、この検討結果については、総合海洋政策本部の参与会議にもしかるべきタイミングで御報告させていただき、皆様の御議論もしっかりと共有する形で進めていきたいと思っている。

いずれにしても、來生座長をはじめ皆様方に改めて御礼申し上げたい。